

滋賀県地域防災計画(修正案)の概要

琵琶湖・森林・防災対策特別委員会 資料1
令和7年(2025年)12月16日(火)
知事公室 防災危機管理局

1 滋賀県地域防災計画

- 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が策定する防災基本計画を基準に、県や指定地方行政機関、指定公共機関等で構成する滋賀県防災会議が、住民の生命・身体・財産を保護するため、災害の予防、応急対策、復旧・復興までの具体的な防災対策を定めるもの。
- 「風水害等対策編」「震災対策編」「事故灾害対策編」「原子力災害対策編」の4つの災害の種類で構成。

2 修正の趣旨

- 令和7年7月に、国の「防災基本計画」が、災害対策基本法等の改正や能登半島地震の教訓を踏まえ、福祉サービスの提供等の被災者支援の充実、災害NPOをはじめとする多様な主体との連携等について、修正されたこと等により、滋賀県地域防災計画において所要の見直しを行うもの。

3 主な修正内容

(1) 災害対策基本法等の改正

ア 被災者支援の充実

- 在宅や自家用車、社会福祉施設等で生活する要配慮者に対しても、DWAT※を派遣し、福祉サービスを提供することを追記。
※災害時要配慮者に対する福祉的支援を行うことを目的とした福祉専門職等で構成されるチームのこと。
- 広域避難時に被災市町と避難先の市町との間で、避難住民に関する情報の共有を行うことを追記。

イ 官民連携の推進

- 被災者援護協力団体の登録制度※も踏まえ、県内外の災害ボランティア団体等と平時からの連携強化に努める旨追記。
※NPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施できるように、「被災者援護協力団体」として事前に登録する制度

ウ 県・市町による物資の備蓄状況の公表

- 県や市町の物資の備蓄状況を毎年1回、公表することを追記。

エ 防災DXの推進

- 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)の活用を進めることを追記。

オ 道路啓開計画の定期的な見直し

- 道路管理者は、道路啓開計画について、定期的な見直しを行うことを追記。(道路法改正関係)

(2) 令和6年能登半島地震の教訓等

ア 被災者支援の充実

- 各避難所運営管理者は、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう努めること、快適なトイレや入浴施設等の設置状況等を把握し、必要な対策に努めることなどを追記。
- 保健医療福祉活動チーム※間の平時からの連携体制の構築や共通認識の醸成に努めることを追記。
※大規模災害時に被災地で活動する、医療・保健・福祉等の分野における専門的な知識・技能を持つ支援チームの総称。

イ 官民連携の推進

- 県の災害ボランティアセンター運営協議会と、専門ボランティアおよび全国域の中間支援組織である全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)との連携について追記。

ウ 被災地における学び・居場所の確保

- 子どもたちの学びを速やかに確保するため、災害時における教職員等による県内外の応援体制を構築することを追記。
- 各避難所運営管理者は、キッズスペースや学習スペースの設置等、子ども・若者の居場所の確保に配慮することを追記。

エ 上下水道の情報共有による復旧迅速化

- 上下水道の機能が密接に関連していることを踏まえ、災害時に迅速に復旧できるよう、双方による情報共有を努めることを追記。

(3) 最近の施策の進展等

ア 国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正

- ・ 基本計画の変更を受け、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された県が定める南海トラフ地震防災対策推進計画の内容を修正。
- ・ 水害等との複合災害も併せて検討したのちに、課題を抽出して、今後おおむね10年間で完遂すべき重点施策の設定をする旨を明記。

イ 災害対応体制の強化

- ・ 令和6年能登半島地震において、実動機関(警察・消防・自衛隊等)を統括・調整する機能が不十分であったことや、実動機関が保有する情報の共有に苦慮したことが課題とされたことなどから、広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および自衛隊災害派遣部隊等)の総合的な連携・調整を図るため、県災害対策本部に活動調整会議を設置することを追記。
- ・ 令和7年1月の埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、事故災害への警戒体制として、関係課で「情報連絡活動を円滑に行いうる体制」を追記。また、同年2月の岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、一定の状況の林野火災には「林野火災警戒体制」で警戒する旨を追記。

ウ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化

- ・ 市町は、乾燥や強風等の気象情報に応じて、林野火災に関する警戒情報等を的確に発表することなどを追記。

エ 原子力災害対策の見直し

- ・ 原子力規制委員会告示の一部改正により高速増殖炉もんじゅに係るUPZの目安がおおむね半径5Kmとなったことを踏まえ、もんじゅに係る県内のUPZを削除。
- ・ 原子力災害対策指針の改正を踏まえ、屋内退避の解除要件等、屋内退避の運用に関するることを追記。

(4) 県防災対策推進条例の制定に伴う修正

- ・ 県は、指定避難所の円滑な運営・良好な居住性が確保されるよう、市町に対し、情報提供、助言等の支援を行うことを追記。
- ・ 企業は、従業員・施設の利用者等に対する災害情報の伝達や避難誘導に努めること、また災害時に必要とする物資を備蓄するよう努めることを追記。

(5)前回修正時から締結した主な災害時応援協定

- スタートライト工業株式会社(令和7年7月15日締結)
「災害用トイレに関する協定」
※令和7年
12月16日時点
- 公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会(令和7年8月20日締結)
「災害時等における住家被害認定調査等に関する協定」
- 一般社団法人ジャパンケネルクラブ(令和7年10月22日締結)
「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」

◆ 経過

- 令和7年7月1日 国の防災基本計画修正(中央防災会議決定)
令和7年7月8日～8月9日 庁内各部局・防災関係機関・防災会議委員へ意見照会
令和7年11月14日・19日 県政経営幹事会議・県政経営会議

◆ 今後の予定

- 令和7年12月16日 琵琶湖・森林・防災対策特別委員会(報告)
令和8年 1月15日 滋賀県防災会議